

# PTA規約

## 川崎市立登戸小学校

### 第 1 章 総 則

- 第1条 (名称) 本会は、登戸小学校 P T A (父母と教職員の会) と称し、事務局を登戸小学校におく。
- 第2条 (目的) 本会は、父母と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかり、かつ、会員の教養を高めるこことを目的とする。

### 第 2 章 方 針

- 第3条 本会は、児童の教育と福祉のために活動する他の教育団体及び機関と協力するが、本会の運営については、他の干渉をうけない。
- 第4条 本会は、学校の人事や管理には干渉しない。

### 第 3 章 活 動

- 第5条 (活動) 本会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。
1. 教育効果を高め、児童の福祉厚生を増進するための活動。
  2. 学校の教育的環境を整備改善するための協力活動。
  3. 地域における社会環境の浄化活動。
  4. 会員の教養を高めるための活動。
  5. 会員相互の親睦を計るための活動。
  6. その他必要と認められる活動。

# PTA規約

## 川崎市立登戸小学校

### 第 4 章 組 識

第6条 (組織) 本会は、登戸小学校の父母（または保護者）、教職員をもつて組織する。

### 第 5 章 機 関

第7条 (構成) 本会は、次の機関をおく。

- |          |          |
|----------|----------|
| 1. 総 会   | 4. 常置委員会 |
| 2. 役 員 会 | 5. 財務委員会 |
| 3. 運営委員会 | 6. 特別委員会 |

### 第 6 章 総 会

第8条 (地位) 総会は、全会員をもって構成する本会の最高決議機関である。

(開催) 総会は、定期総会（年2回）及び臨時総会とし、臨時総会は、会長が必要と認めた場合に開催することができる。なお、総会の形式は、対面あるいは書面（オンライン形式等を含む）とする。

(成立) 総会は、決議に参加した者が会員の5分の1以上である時、成立する。

なお、決議に参加した者とは、

1. 総会の出席者  
(対面あるいは書面（オンライン形式等を含む）にて議案に対する賛否を示した者)
2. 委任の意思を示した者 を指す。

# PTA規約

## 川崎市立登戸小学校

- (議決) 総会の議事は、前項に定める決議に参加した者の多数決をもって決する。
- (総意) 上記議決を以て、会員の総意とする。

## 第 7 章 役 員 会

- 第9条 (構成) 本会に、次の役員をおく。
1. 会長 1名（父母）
  2. 副会長 若干名（父母）
  3. 書記 若干名（父母・教職員）
  4. 会計 2名以上（父母・教職員）
  5. 多摩区PTA協議会役員（父母）を出向役員扱いとする（必須ではない）。
- 第10条 (任務) 役員及び役員会の任務は、次のとおりとする。
1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
  2. 副会長は、会長を補佐し会長不在の時は代行する。
  3. 書記は、会議の議事を記録し、本会運営上の庶務を司る。
  4. 会計は、金銭の収支を記録し、必要に応じ会計報告を行う。
  5. 会長が必要と認めたとき、役員会を召集する。
- 第11条 (選出) 1. 役員の選出は、役員候補者推薦委員会の推薦する候補者を総会にはかり決定する。
2. 役員候補者推薦委員の選出規定は別に定める細則による。
  3. 役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

# PTA規約

## 川崎市立登戸小学校

### 第 8 章 運 営 委 員 会

第12条 (構成) 運営委員会は、校長、役員、正副常置委員長をもって構成する。

第13条 (任務)

1. 本会の事業の企画推進をはかり、総会に提出する議案報告書を作成する。
2. 本会の運営に関し、必要な細則は規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。
3. 運営委員会は細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

### 第 9 章 常 置 委 員 会

第14条 (構成) 本会に、次の委員会をおく。

- |            |              |
|------------|--------------|
| 1. 学年委員会   | 3. 広報委員会     |
| 2. 成人教育委員会 | 4. 校外生活指導委員会 |

第15条 (任務) 常置委員会の任務は次のとおりとする。

1. 学年委員会は、学年、学級間の密接な連絡をはかり、児童の教育効果の向上に協力する。かつ、児童の保健衛生並びに児童の福利となる事業を推進する。
2. 成人教育委員会は、会員相互の結びつきを深め、かつ、社会教育の向上に寄与する事業に当たる。
3. 広報委員会は、本会の総ての活動についての広報を受け持ち、かつ、会報を発行する。

# **PTA規約**

## 川崎市立登戸小学校

4. 校外生活指導委員会は、学校、家庭、地域同士の密接な連絡をはかり、児童の校外生活全般の推進に当たる。

第16条 (選出) 委員の選出は次のとおりとする。

1. 14条の委員の選出規定は、細則による。
2. 必要に応じ、教職員若干名を加える。

第17条 (委員長) 14条の常置委員長及び副委員長は、各委員会所属の委員の互選と役員会の承認を得て会長が委嘱する。

## **第 10 章 財務委員会**

第18条 (任務) 財務委員会は、年間計画に基づく活動に必要な収支の予算を立案し、総会が決定した予算に基づいて経理が行われるように協力する。  
また、必要に応じて補正予算をたてる。

第19条 (構成) 財務委員会は、会計2名、各常置委員会より1名をもって構成する。

## **第 11 章 特別委員会**

第20条 (任務) 会長が必要と認めた時、臨時に設置し、委員の構成は会長委嘱とする。

# **PTA規約**

## 川崎市立登戸小学校

### **第 12 章 会 計**

第21条 (経費) 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもって支弁する。

第22条 (会費) 会費は、総会において決定する。

第23条 (会計年度) 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31に終わる。

### **第 13 章 会 計 監 査 委 員**

第24条 (構成) 本会に、2名(父母)の会計監査委員をおく。

第25条 (任務) 会計監査委員は、運営委員会に出席することができる。また、必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。

第26条 (選出) 委員の選出は、役員候補者推薦委員会の推薦による。任期は1年とする。

### **第 14 章 規 約 の 改 廃**

第27条 (改廃) 会規は、総会において改廃することができる。

第28条 (施行) この規約は、昭和45年4月1日より実施。  
昭和52年4月1日一部改正実施。  
平成5年4月1日細則全面改正実施。

# PTA規約

## 川崎市立登戸小学校

平成 8 年 4 月 1 日規約・細則一部改正実施。

平成 14 年 5 月 10 日規約・細則一部改正実施。

平成 19 年 4 月 20 日規約・細則一部改正実施。

平成 20 年 12 月 4 日細則一部改正実施。

平成 30 年 5 月 7 日規約一部改正実施。

平成 31 年 2 月吉日規約一部改正実施

令和 3 年 3 月吉日規約・細則一部改正実施。

令和 5 年 3 月吉日規約・細則一部改正実施。

# 細則

## 第 1 章 委 員 の 選 出

第1条 規約第14条に定める常置委員会の委員は、会員の中から選出することとし、いずれの委員会も、各学年、学級数と同数の人数を目安として選出する。

第2条 会長が必要と認めた場合、合同委員会を開くことができる。

## 第 2 章 委 員 総 会

第3条 会長が必要と認めた場合、委員総会を開くことができる。

## 第 3 章 役員候補者推薦委員会

第4条 役員候補者推薦委員会は、次の委員をもって構成する。

1. 各常置委員会より 1名
2. 役員会より 若干名
3. 教職員より 2名

第5条 役員候補者推薦委員会の委員長は、委員の互選による。

第6条 役員候補者推薦委員会は、役員候補者を推薦し、その承諾を得て、総会前に全会員にその氏名を知らせる。

第7条 役員候補者推薦委員は、役員候補者になることはできない。  
その任期は1年とする。出向役員は推薦委員対象外とする。